

兵高教組

周査青報

2014年10月18日 16号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL : 078-341-6745

FAX : 078-351-3185

URL : <http://www.hyogo-kokyoso.com>

mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

「評価・育成システム」 ～積極的に評価の開示を求めましょう！～

県教委は9月18日、今年度の「人事評価・育成システム」実施等についての通知を出しました。「人事評価と賃金リンク」は「給与制度の総合的見直し」の中でも一つの柱になっていますが、高教組は成績主義賃金は教育を破壊するとして導入に強く反対しています。今後も、教育の条理と教職員のチームワークを守るたたかいを続けていきます。みなさんも、自分がどのように評価されているのか、まずは関心を持ちながら、学校に必要な評価とは何か一緒に考えていきましょう。

《本年度のスケジュール》

今年度は、次のような日程で実施されます。

- (1) 評価・育成シートの提出（校長から県教委への提出期限） 10月24日（金）
(2) 評価結果の開示 10月27日（月）～11月14日（金）
(3) 苦情の申出

校長が開示した後、2週間の期間

(4) 学校運営に係る提言シートの提出

- 提言シートの職員配布 10月3日（金）まで
○校長への提出 10月24日（金）まで
○県教育委員会への提出 10月24日（金）まで
○集計結果の校長へのフィードバック
年内を目指す

《評価の開示を求めましょう！》

評価は何よりも教職員自身にフィードバックさせるためのものですし、自分がどう評価されているかを知ることは当たり前の権利です。校長に開示を求めるべきです。「求めがあれば、写しを交付することになっています。

《納得がいかなければ苦情の申し出を》

「管理職が果たして職員全員を評価するなどということが可能なのか？」 「評価は客観的に行われているのか？」 「教職員の育成につながるものとなっているのか」 等々、このシステムには多くの問題点があります。それを明らかにしていくためにも、開示された評価が納得できないものであれば、「苦情の申し出」を行いましょう。

★教頭・校長が行う項目ごとの評価基準

教頭の第1次評価をふまえ、校長が5段階の絶対評価を行い、その上で総合評価を出します。特に問題なく円滑に職務を遂行している場合には、評価項目は「b」になる（総合評価も同様に『B』）、つまり基準はbだと県教委は説明しています。

評価	評価基準
a	職務内容の工夫・改善を図るなど、学校教育活動の充実に大きく寄与するとともに、円滑に職務を遂行している。または期待される以上の能力や意欲を發揮している。
b	学校教育活動の充実に寄与するとともに、円滑に職務を遂行している。または期待される能力や意欲を發揮している。
c	概ね滞りなく職務を遂行しているが、一層の努力を期待する。または概ね期待される能力や意欲を発揮しているが、一層の努力を期待する。
d	円滑に職務を遂行することができず、学校運営に支障をきたすことがある。または職員として最低限必要とされる意欲や能力に欠けている。
e	職務を遂行することができず、学校運営に大きな支障をきたしている。または職員として最低限必要とされる意欲や能力に著しく欠けている。

《「提言シート」の提出は強制ではありません》

「提言シート」は、「すべての教職員が行うものとします」と、県教委はしていますが、「強制はない」と高教組に回答しています。学校運営に係る問題があれば、教職員と校長が胸襟を開き直接対話して解決を図っていくべきものであり、高教組は、そもそも提出すべきではないと考えています。「厳封」したものを県教委に提出するなど、まるで「密告」制度であり、即刻廃止すべきです。